

メディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 メディア芸術ナショナルセンター（第五条―第十条）

第三章 メディア芸術推進会議（第十一条）

第四章 罰則（第十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、メディア芸術ナショナルセンター（以下「センター」という。）の整備及び運営が、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する資料の幅広い収集及び適切な保管を実現し、並びにこれらの資料の積極的な活用による漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に係る産業の国際競争力の強化を通じて我が国の経済活力の向上に資するものであること等に鑑み、文化芸術基本法（平成十

三年法律第四百十八号)の基本理念にのっとり、センターの整備及び運営に関し、基本理念、センターの指定等について定めるとともに、メディア芸術推進会議を設置することにより、センターの整備及び運営が円滑かつ効果的に行われるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第二条 センターの整備及び運営は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等が我が国において国民的娯楽として広く親しまれ、及び国民の読解力や想像力の涵養かんに大きく寄与するとともに、高い文化的価値を有していることに鑑み、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する資料を幅広く収集し、これを適切に保管すること。

二 次に掲げる観点を踏まえ、センターが保有する漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する資料(国立国会図書館から貸出しを受けた資料を含む。第六条第一項第一号及び第二号において「メディア芸術アーカイブ」という。)が積極的に活用される環境の整備を図ること。

イ 漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に対する関心と評価が外国においても高いことに鑑

み、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に係る産業の国際競争力が強化されることにより、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等の輸出及び外国人観光旅客の来訪の一層の促進が図られること。

ロ 多くの外国人が漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等を通じて我が国の文化に接していることに鑑み、国際相互理解及び国際文化交流の促進が図られること。

ハ 漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等の文化が次世代に引き継がれ、今後とも発展していくことの重要性に鑑み、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する人材が育成され、及び確保されること。

(関係者相互の連携及び協力)

第三条 センター、国立国会図書館及び国の関係行政機関は、前条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(必要な措置)

第四条 政府は、この法律に定めるもののほか、センターの円滑かつ効果的な整備及び運営を図るために必

要な措置を講ずるものとする。

第二章 メディア芸術ナショナルセンター

(指定等)

第五条 文部科学大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、センターとして指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第六条 センターは、第二条の基本理念にのっとり、次に掲げる業務を行うものとする。

一 メディア芸術アーカイブの充実を図るため、出版物等の資料の購入又は寄贈若しくは寄託その他の方法により、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する資料を幅広く収集し、これを適切に保管すること。

二 国民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する業務に従事する者の需要を満たし、これらの業務に従事する人材が育成され、及び確保されるよう、幅広く収集されたメディア芸術アーカイブを生かして、図書等を閲覧に供し、原画等を展示し、及び行事を実施すること。

三 漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する資料の収集及び保管を行う中核的施設として、かつ、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等の文化に係る国際的な交流の拠点として、国内外の関連施設と相互に緊密な連携を図ること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項に規定するもののほか、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図

書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）附則第二項後段の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

（事業計画等）

第七条 センターは、毎事業年度、文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

（報告及び立入検査）

第八条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、センターに対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、センターの事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第九条 文部科学大臣は、センターの業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十条 文部科学大臣は、センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三章 メディア芸術推進会議

第十一条 政府は、第二条の基本理念にのっとり、センターの円滑かつ効果的な整備及び運営を図るとともに、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等のメディア芸術に関する施策の総合的、効果的かつ効果的な推進を図るため、メディア芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、経済産業省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

第四章 罰則

第十二条 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第三章の規定は、公布の日から施行する。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改

正)

2 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 メディア芸術ナショナルセンター（メディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営に関する法律（平成三十年法律第 号）第一条のメディア芸術ナショナルセンターをいう。以下この項において「センター」という。）が同法第六条第一項に規定する業務を十分に実施することができるよう、センターに、国立国会図書館支部文部科学省図書館の分館を設置するものとする。この場合において、国立国会図書館支部文部科学省図書館の長は、国立国会図書館の館長が別に定めるところにより、分館が行う図書館奉仕の提供に関する業務をセンターに委託することができる。

理 由

メディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営が、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に関する資料の幅広い収集及び適切な保管を実現し、並びにこれらの資料の積極的な活用による漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等に係る産業の国際競争力の強化を通じて我が国の経済活力の向上に資するものであること等に鑑み、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、メディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営に関し、基本理念、メディア芸術ナショナルセンターの指定等について定めるとともに、メディア芸術推進会議を設置することにより、メディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営が円滑かつ効果的に行われるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。